

令和 8 年 2 月 5 日

登録団体代表者 様

豊見城市教育委員会

生涯学習振興課長

令和 8 年度 学校施設(市内中学校)の定期利用申込(市内学生団体)について (通知)

平素より、本市の学校施設開放事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。市内中学校（伊良波中学校、長嶺中学校、豊見城中学校、豊崎中学校）の体育館（18 時から 20 時まで。豊崎中学校については、学校側との調整により 18 時 15 分から 20 時まで。豊見城中学校は、学校敷地内の立入が 18 時 30 分から）は、スポーツ、レクリエーション、学習の場として活用していただぐため、市内の学生団体へ開放しております。また、施設の効率的な利用を図るため、希望する団体には優先して予約申請ができる「定期利用制度」を設けております。ただし、特定の団体による定期利用の長期化・固定化を避けるため単年度毎の承認とし、今年度登録分は 3 月末をもって失効となります。

つきましては、令和 8 年度に向けた新たな学校施設定期利用団体を編成するため、下記のとおり定期利用の申込みを受け付けます。別紙「注意事項」を必ずお読みいただき、お申込みください。希望施設が重複する場合には、調整を行いますので予めご了承ください。

なお、豊見城中学校においては、体育館入口に掲示してある専用フォームにて利用後の状況報告が必須となります。

記

【申込方法】

「学校施設定期利用申込書」に必要事項を記入し、生涯学習振興課（豊見城市立中央公民館内）へ提出してください。詳細は、別添「注意事項」参照。

提出期限：令和 8 年 2 月 27 日（金） ※期限厳守

提出方法：窓口へ持参、郵送、FAX またはメール（下記連絡先宛て）

その他：・希望が重複した団体には、事務局より調整のご連絡を致します。

・事務局からのご連絡がない場合には希望した施設で確定となりますので、3 月 15 日（日）よりシステムからご予約いただけます。

【連絡先】

豊見城市教育委員会 生涯学習振興課 社会体育班

〒901-0214 豊見城市字平良 467 番地 1

TEL : 098-850-3591 FAX : 098-850-2374

E-mail : shakaitaike-g@city.tomigusuku.lg.jp

注意事項

定期利用申込に関する諸注意

1. 減免申請をせずに使用された団体について、令和7年4月1日から令和8年1月31日までの利用で未納がある団体につきましては、令和8年2月27日（金）までに未納分をお支払いください。手続き頂けない場合、定期利用の申込を受け付けることができませんので予めご了承ください。
未納分の確認方法：予約システム「マイページ」→「履歴の確認」→「不來場」の予約「詳細/表示」→「コンビニでのお支払いはこちら」→未納の予約が一覧で表示されます（学校毎）。
支払方法：窓口またはコンビニ払い
 2. 体育館や運動場等の鍵を借りる際は、必ず「豊見城市立学校施設使用許可書兼領収書（以下、許可書）」の提示をお願いします。鍵の借用の際、許可書の提示がない団体へは原則、鍵の貸出を行いませんので、ご了承ください。
(提示は許可書の原本、写し、写真、データ、いずれでも可。ただし予約画面は不可)
 3. 利用時間内にも、必ず上記の許可書を持参してください。体育館利用においては、学校にて委託事業者が許可書の確認を行います。許可書の提示がない場合には、利用をお断りさせていただきます。
(提示は許可書の原本、写し、写真、データ、いずれでも可。ただし予約画面は不可)

「豊見城市立学校施設使用許可書兼領収書」の見本

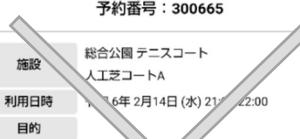
左の許可書をご提示ください。

- ・原本→○
 - ・原本の写し→○
 - ・写真→文字が見える場合○
　　文字が見えない場合×
 - ・スマホ画面（許可書データ）→○
 - ・下の予約画面→×

申込内容詳細 :: 【生涯学習振興課】

予約番号 : 300665

施設	総合公園 テニスコート 人工芝コートA
利用日時	平成26年 2月14日 (水) 21:00 - 22:00
目的	
予約・抽選状況	予約
予約状態	本予約
施設使用料	480円(入金済)
申込日	平成26年 2月14日 (水)



4. 定期利用として登録できる施設は、原則1団体につき週1回、1会場、全面です。
※令和8年度は、申請団体数が利用枠以上になることが想定されているため、申込状況に応じて半面利用での調整等を行います。
5. 申し込みができるのは第1希望のみです。申込書の各欄に2つ以上○があった場合は全て無効とします。
6. 申込状況に応じて、事務局(生涯学習振興課)より各団体へご連絡を致します。可能な限り各団体の枠を確保できればと考えておりますので、各団体は調整をお願い致します。
7. 3ヶ月以上利用がない場合、定期利用の登録を解除します。
8. サッカー・フットサルでの学校体育館利用はできません。
9. 《利用マナーの厳守》
学校施設利用に際し、ゴミやタバコの吸い殻の散乱、出入り口や窓の施錠及び消灯忘れ、駐車マナーの悪さ、器具備品の破損や体育館の床に傷を付けたり、テープを貼る等の報告が多数あります。特に、学校敷地内は禁煙ですので、施設をご利用する際は、敷地内にて喫煙する事がないよう、お願いします。なお、喫煙者等を見かけた場合は、豊見城市教育委員会生涯学習振興課(098-850-3591)までご報告お願い致します。また、ゴミは必ずお持ち帰りください。子どもたちの学び場である学校施設を借用しているという自覚を持って利用していただきますようお願いします。
10. その他、使用許可条件をよくお読み下さい。
11. 豊見城中学校については、体育館入口に設置してある専用フォームにて利用後の状況報告が必須となります。報告が無い場合は、使用許可を取消し又は使用停止などのペナルティを課すこととなりますのでご注意ください。